

【アメリカ】オピオイド中毒対策法

全米で深刻な社会問題となっているオピオイド鎮痛剤の中毒への対策法が、2018年10月24日に成立した（Substance Use-Disorder Prevention that Promotes Opioid Recovery and Treatment for Patients and Communities Act: P.L.115-271）。同法は、第1編オピオイド危機に対するメディケイド規定、第2編オピオイド危機に対するメディケア規定、第3編連邦食品医薬品局（FDA）及び規制物質規定、第4編派生修正、第5編その他のメディケイド規定、第6編その他のメディケア規定、第7編公衆衛生規定、第8編雑則、の全8編で構成されている。主要な内容は、州に対する対策補助金の拡充や延長等の対策予算の増額、メディケアやメディケイド受給者への治療・回復支援策、郵送による違法な薬物の密輸対策の改革等である。オピオイド中毒対策法として、これまでも21世紀治療法（21st Century Cures Act, P.L.114-255）などが成立してきた。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr6/BILLS-115hr6enr.pdf>

【アメリカ】アフリカ系アメリカ人の400年の歴史を記念するための立法

2019年はヴァージニア州ポイント・コンフォートのイギリス植民地へアフリカ人が「移住」してから400周年に当たる。その記念活動を企画・運営するための委員会を設置する法律（400 Years of African-American History Commission Act, P.L.115-102）が2018年1月8日に成立した。委員会は、①人種差別を強制する奴隷制及び法が及ぼした影響についての社会的認知を高める行事の企画、②市民、愛国者、歴史、教育、芸術、宗教及び経済の団体による記念行事の開催及び参加の推奨、③州、地域及び非営利団体による活動への支援、④アフリカ人の「移住」及び彼らの合衆国への貢献に関する学術研究の取りまとめを任務とする（第3条）。また、地域及び非営利団体による行事の実施並びにアフリカ人の「移住」に関する調査研究、出版又は広報活動に対して補助金を交付することができる（第5条）。委員会は戦略的計画を立案し、その活動の概要及び会計に関する最終報告書を連邦議会に提出しなければならない（第7条）。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/115/plaws/publ102/PLAW-115publ102.pdf>

【アメリカ】石油ガス部門におけるメタン漏出規制を変更する規則案

トランプ（Donald J. Trump）大統領は、就任から間もない2017年3月28日に、国産エネルギー源の開発・利用を阻害する施策や温暖化対策の全面的な見直しを命ずる「エネルギー自立及び経済成長の促進に関する大統領令 13783 号」（本誌 271-2 号（2017年5月）p.26 参照）を発出した。ここには、米国の石油ガス生産に関する諸規則（メタン規制等）の見直しが含まれる。この大統領令を受け、2018年9月28日に、内務省土地管理局（BLM）が、オバマ（Barack Obama）前政権による連邦公有地のメタン規制（81 Fed. Reg. 83008）を緩和する最終規則を公表し、11月27日に発効した（83 Fed. Reg. 49184）。

同じ大統領令を受け、2018年10月15日に、環境保護庁（EPA）は、石油ガス部門におけるメタン等の地球温暖化ガスの漏出規制（主に 81 Fed. Reg. 35824）を変更する規則案（83 Fed. Reg. 52056）を提案した。主な内容は、①掘削現場及びコンプレッサステーションにおける漏出の測定頻度の緩和、②漏出が発見された場合の修理期限の緩和、③カリフォルニア州を含む4州については、掘削現場及びコンプレッサステーションの漏出の測定、修理等の要件を、テキサス州を含む2州については掘削現場の漏出の測定、修理等の要件を、連邦規則の代替として採用することの承認、④閉鎖型ベントシステムの設計が適格であること及び不十分な圧力やコントロール装置の性能の限界により、空気ポンプからの排出の適格な処理が技術的に不可能であることを認証する者に、適切な資格を有する社内エンジニアを追加することである。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-10-15/pdf/2018-20961.pdf>

【EU】電子書籍等への軽減税率適用を可能とする付加価値税制改正

域内共通の付加価値税制について定めた2006年の指令（Council Directive 2006/112/EC）は、加盟各国の標準税率を15%以上とするよう義務付けている。また、同指令は、各国が軽減税率を2つまで設定でき、軽減税率の適用は附表に掲げる財・サービスに限ることを規定している。適用品目には、書籍、新聞及び定期刊行物が含まれているが、これらは物理的な媒体によるものに限られ、電子的に提供される出版物については従来対象外となっていた（本誌 263-1 号（2015年4月）p.25 参照）。電子書籍や電子新聞の普及に対応するため、同指令を改正する指令が2018年12月4日に施行された（Council Directive (EU) 2018/1713）。今回の改正により、書籍、新聞及び定期刊行物について、物理的な媒体によるもの、電子的に提供されるもの、及びその両方で提供されるものが適用対象となった。ただし、全体又は主要部分が映像又は音楽から成る出版物については対象外と定められている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32018L1713>

【EU】民間航空安全に関する規則の制定

民間航空安全に関する規則が、2018年9月11日に施行された（Regulation (EU) 2018/1139）。同規則は、原則、航空安全管理、実体的要件、共同の認証・監督・執行制度、欧州航空安全機関（European Union Aviation Safety Agency: EASA）、最終規定の全6章141か条から成り、施行に伴い、2008年制定の旧規則（Regulation (EC) No 216/2008）は廃止された。規則は、これまで主に加盟各国による規制に委ねられてきた民間用ドローンについて、初のEU共通のルールを定めており、安全性、プライバシー、個人データ保護、環境保護など、ドローンの設計、製造、整備、運航、操縦に際して遵守すべき基本原則を規定している。これに基づき、欧州委員会が、詳細事項についての規定を採択する。また、ドローン及び運航者の認定・登録や、EASAが設置・運営する加盟国共通のデータベースを利用した、登録情報の共有なども定めている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1139>

【フランス】移動型民族の不法滞在対策

フランスには、2万5千人から3万人のロマ（Roms）等の移動型民族（gens du voyage）がいるとされる。1990年5月31日の法律第90-4497号及び2000年7月5日の法律第2000-614号により、移動型民族の生活様式の尊重及び受入場所の整備等が定められてきた。しかし、近年、所定の受入場所でない公用地や私有地における移動型住居の不法な設営が増え続けている。2018年の夏、フランス東部で、移動型民族が住居設営のため農業用地を踏み荒らしたり工業用地を占拠したりする事態が発生した。これを受け、2018年11月7日に、移動型民族の受入れ及び不法滞在対策に関する法律第2018-907号が制定された。受入体制整備のため、150人以上の規模の滞在は、滞在する団体の代表者が、3か月前までに滞在する県における国の代表者等に届け出なければならない。また、不法滞在はこれまで半年の拘禁刑及び3,750ユーロの罰金に処されたが、1年の拘禁刑及び7,500ユーロの罰金に強化された。（1ユーロは約130円。）

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037581660

【フランス】ネオニコチノイド系農薬の使用禁止

ミツバチの急激な減少にネオニコチノイド系農薬が影響しているとの研究報告を受け、欧州委員会は、2013年5月24日の欧州委員会実施規則（485/2013）により、クロチアニジン、チアメトキサム及びイミダクロプリドの使用制限及び当該ネオニコチノイド系農薬で処理した製品の流通制限を定めた。フランスでは、2016年8月8日に「生物多様性、自然及び景観を回復するための法律第2016-1087号」（本誌269-1号（2016年10月）pp.12-13参照）を制定し、これら3種の農薬の使用を、2018年5月29日の3つの欧州委員会実施規則（2018/783、2018/784及び2018/785）に先駆け、全面禁止とした。さらに、2018年7月30日のデクレ（政令に相当）により、使用を全面禁止する農薬に、アセタミプリド及びチアクロプリドを加え、欧州委員会の規定よりも厳しいものとした。これら5種のネオニコチノイド系農薬は、2018年9月1日から全面禁止されている。

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000033016237

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2018/7/30/TREP1705062D/jo/texte>

【ドイツ】 HIV セルフテスト自由化—医療製品提供規則第 1 次改正令—

2018 年 9 月 21 日に、医薬品や医療機器の販売等を規制する医療製品提供規則（BGBl. I 2014 S. 1227）の改正規則が成立し（2018 年 9 月 28 日公布、翌 29 日施行。BGBl. I S. 1385）、HIV 感染の自己診断キット（HIV セルフテスト）が、薬局、ドラッグストア、インターネットで自由に入手できるようになった。これまで、病原体の体外検査器具の流通は、非専門家による検査リスクや感染症サーベイランス（発生動向調査）に間隙が生じることを防ぐため、医師、医療施設、医薬品卸、薬局、連邦・州・自治体の保健官署、輸血センター、製薬会社等に限定されていた（同規則第 3 条第 4 項）。今回の規則改正により、適用除外を認める体外検査器具を規定できるようになり、HIV セルフテストの除外が明記された。連邦保健省は、除外規定が可能となったのは HIV セルフテストの品質向上によるものであるとし、高リスク者を早期の検査と治療へ促して、HIV 感染率の更なる低下を目指すとしている。また、連邦保健省は、バイオ医薬品の所管機関であるパウル・エーリヒ研究所（PEI）とともに、HIV セルフテスト入手のためのポータルサイトを開設し、CE マーク付きの EU 基準適合製品とそのリンク先、それぞれの利用方法の動画等の情報を提供し、安全で効果的な HIV セルフテストの活用を支援している。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://www.bundesgesundheitsministerium.de/presse/pressemitteilungen/2018/3-quartal/hiv-selbsttest.html>

【ロシア】母語基金の創設

2010 年の国勢調査によると、ロシアには約 200 の民族が居住しており、人口約 1 億 4200 万人の内訳は、ロシア系約 1 億 1000 万人、タタール系約 530 万人、ウクライナ系約 190 万人、バシキール系約 160 万人等となっている。2018 年 10 月 26 日、大統領令「ロシア連邦の諸民族の母語の維持及び教育に対する基金の設立について」が発令された。この大統領令は、諸民族の母語を「民族的財産及び歴史文化的遺産」とし、それらを保存及び研究することを目的とした母語基金を設立することを規定している。同基金の設立に関して、①基金の設立者は、教育省及び民族問題機関とする、②基金の資産は、連邦予算、任意の納入金、寄付、及び連邦法に基づくその他の財源により構成される、③基金の設立者は、3 か月ごとに定款を確認する、④基金の最高機関は理事会とする、⑤基金の監督は、基金の定める方法及び連邦法を遵守し、管理会が実行する、⑥ロシア連邦政府は、3 か月ごとに基金の運営及び管理会の状況を確認する、⑦基金の本部はモスクワに置く等と定めている。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/58914>

【韓国】電子官報に紙媒体の官報と同一の効力を認めるための法改正

韓国の「法令等の公布に関する法律」では、法令等の公布・公告は、官報への掲載をもって行うと規定されている（第 11 条）。官報には、紙媒体の官報と、インターネットで閲覧可能な電子官報（2001 年 1 月から提供開始）の 2 種類があるが、これまでは、紙媒体の官報が電子官報に優先すると規定され、電子官報には補助的な役割しか与えられていなかった。しかし、実際には紙媒体の官報よりも電子官報の方が多く利用されていることから、電子官報に対する国民の信頼を高めることを目的として、2018 年 10 月 16 日、同法が改正され、電子官報に紙媒体の官報と同一の効力を認める内容に改められた（同日施行）。なお、国会には、電子官報を紙媒体の官報よりも優先させる別の同法改正案も提出されていたが、電子官報は紙媒体の官報よりも内容が改変されやすい等の理由から、今回の改正には反映されなかった。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1H8V0P8S2U2B2R0F5F2U2E9H3L5T6

【韓国】フランチャイズ本部にブランド価値の維持を義務付ける法改正

最近、韓国において、フランチャイズ本部（以下「本部」）のオーナーが起こしたセクハラ等の不祥事により、当該フランチャイズ事業全体のイメージが悪化し、加盟店の売上減少を招く事例が相次いで発生した。しかし、これまでは、本部又はその役職員が、不祥事により当該フランチャイズ事業のブランド価値を損ない、加盟店に損害を与えた場合であっても、関係法令に本部の賠償義務に係る規定がなく、加盟店が本部に対して損害賠償を請求することは困難であった。このような状況を改善するため、2018 年 10 月 16 日、「加盟事業取引の公正化に関する法律」が改正され、本部のブランド価値維持義務に係る規定が新設された（2019 年 1 月 1 日施行）。今回の法改正により、本部又はその役職員の違法行為又は社会通念に反する行為（名声・信用を損なう等）により加盟店に損害が発生した場合の賠償義務に関する事項を、加盟契約書に明記することが義務付けられた（第 11 条第 2 項第 11 号）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z1I8W0Y7V2L4U1Z0W3M2B2S5C3Y7Y5

【中国】人民法院組織法と人民検察院組織法の改正

2018 年 10 月 26 日、人民法院（裁判機関）と人民検察院（検察機関）の組織、職権、人員構成等についてそれぞれ規定する人民法院組織法と人民検察院組織法が改正された（共に 2019 年 1 月 1 日施行）。今回の法改正は、司法制度改革を一層推進するための法的基盤の強化を目的とするものであり、人民法院組織法は全 3 章 40 か条から全 6 章 59 か条へ、人民検察院組織法は全 3 章 28 か条から全 6 章 53 か条へと、規定内容が大幅に拡充された。総則においては、両改正法とも、司法の公正の堅持、人民による監督、人民の知る権利の保障等を基本原則とすることが明記された。また、人民法院及び人民検察院の組織及び職権について、合理的で適正な内部組織の整備、裁判官・検察官等の責任の明確化、職権行使の保障等に係る規定が詳細化された。巡回法廷の設置、軍事、海事、知財、金融の各専門人民法院の設置、公益訴訟の提起など、近年新たに導入された制度等も条文に盛り込まれた。

海外立法情報課・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/9/3/art_11_209112.html

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/10/29/art_11_209486.html

【オーストラリア】イチゴへの縫い針混入に対応するための法改正

食品汚染に関する罰則を強化する 2018 年刑法典改正(食品汚染)法(Criminal Code Amendment (Food Contamination) Act 2018) (2018 年法律第 98 号) が、2018 年 9 月 21 日に成立した。同改正法により、食品を汚染する行為(第 380.2 条)、食品を汚染すると脅す行為(第 380.3 条)、食品汚染に関して虚偽を表示する行為(第 380.4 条)に対して、これまで最長 10 年だった禁錮刑が 15 年に延長された。その背景として、オーストラリアでは 9 月 9 日にクィーンズランド州の住民が縫い針の混入したイチゴを食べるといふ事件が発生して以来、全国で 186 件の同様の発見報告があったことがある。さらに、ニュージーランドへ輸出されたオーストラリア産イチゴからも縫い針が発見されていた。これら一連の事件によりイチゴの需要が激減し、卸売価格も通常の約半値にまで下落、国内の生産者に大きな打撃を与えていた。連邦政府はこうした事態への緊急対応として、改正法案を 9 月 20 日連邦議会下院に提出、翌 21 日に裁可された。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00098>

【シンガポール】喫煙(特定の場所での禁止)法(2002 年改正)の改正

2018 年 9 月 25 日、公共の場所での受動喫煙から人々を守ることを目的とする、喫煙(特定の場所での禁止)法(1970 年制定、2002 年改正、全 12 条)の改正法(Act No. 39 of 2018、改正条項は 7 か条)が成立した。この改正の主な内容は、①従来喫煙が許可されていた道路やビーチなども喫煙禁止の対象とすること(第 2 条)、②違反行為の調査のために、公衆衛生局長又はその授権を受けた職員が、禁煙に指定された場所への立入りやその場所に保管されている資料の閲覧等を行うこと(第 4A 条)である。具体的な禁煙場所は、環境水資源大臣の同意の下、その下部組織である国家環境庁によって決定される(第 3A 条)。また、同庁は禁煙場所内の喫煙施設に係る要件を決定する(第 3C 条)。禁煙場所の管理者は、その場所での喫煙施設を同庁の要件に合致させることに責任を負い、これに違反した場合は 5,000 シンガポールドル(約 41 万円)以下の罰金が科せられる(同条第 6 項)。

海外立法情報課・山崎 美保

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/39-2018/Published/20181010?DocDate=20181010>